

## 9 たばこ税及びたばこ特別税

### (1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ	千本 2,989,603	千円 22,786,750
パ イ プ た ば こ	-	-
葉 巻 た ば こ	27,732	211,370
刻 み た ば こ	-	-
加 熱 式 た ば こ	288,574	2,199,514
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	-	-
計	3,305,909	25,197,635
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	25,197,635
控 除 税 額	-	138,386
差 引 税 額	-	25,059,247
加 算 税	過 少 申 告	X
	無 申 告	X
	重	X
課 税 人 員	-	人 36
還 付 金 額	-	千円 -
納 期 限 延 長 税 額	-	-

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

### (2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場	場 1
	-
	5
法 定 製 造 場	24
合 計	30

調査時点： 令和7年3月31日

## 10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		kL	千円
移 出 数 量		5,454,843	
エタノール相当数量		104,156	
欠減控除数量		72,234	
場内消費数量		101	
用途外使用等数量		-	
課 税 標 準		5,278,554	283,986,202
控 除 税 額			15,638
差 引 計			283,970,562
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		74
	重		-
合 計			283,970,635
課 税 人 員			49 人
還 付 金 額			-
納 期 限 延 長 税 額			16,120,199 千円

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(注) 課税標準の内訳(移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量)は、申告(処理を含まない。)による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	8
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	4
	そ の 他	50
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	28
	そ の 他	8
未 納 税 蔵 置 場		27
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		25
免 税 揮 発 油 使 用 場	航 空 用	17
	ゴ ム 用	11
	塗 料 用	10
	印 刷 用 イ ン キ 用	-
	接 着 剤 用	1
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	11
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		250
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		-
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		29
合 計		479

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量	エタノール相当数量	欠減控除数量	場内消費数量	用途外使用等数量	課税標準		控除税額	差 引 計
						数 量	税 額		
	kL	kL	kL	kL	kL	kL	千円	千円	千円
令 和 2 年 度	6,004,116	129,916	79,302	108	-	5,795,008	311,771,409	17,171	311,754,235
令 和 3 年 度	6,587,755	137,791	87,075	111	-	6,363,001	342,329,438	17,965	342,311,470
令 和 4 年 度	6,347,092	114,828	84,136	104	-	6,148,233	330,774,945	42,390	330,732,552
令 和 5 年 度	6,554,467	103,090	87,094	96	-	6,364,380	342,403,657	19,662	342,383,992
令 和 6 年 度	5,454,843	104,156	72,234	101	-	5,278,554	283,986,202	15,638	283,970,562

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

# 11 航空機燃料税

## (1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kL 1,060	千円 13,780
うち 軽減税率	沖縄路線航空機に 係る軽減	-	-
	特定離島路線航空機に 係る軽減	-	-
控 除 税 額			-
うち 軽減税率	沖縄路線航空機に 係る軽減		-
	特定離島路線航空機に 係る軽減		-
差 引 計			13,776
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		12
	重		-
合 計			13,788
課 税 人 員			人 81
還 付 金 額			千円 -

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

## (2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特 例 承 認 に 係 る も の	場 36	
そ の 他	定期運送事業者に 係るもの	6
	そ の 他 の も の	173
合 計	215	

調査時点：令和7年3月31日

## (3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 2 年 度	526	9,460
令 和 3 年 度	859	9,391
令 和 4 年 度	836	11,040
令 和 5 年 度	763	9,915
令 和 6 年 度	1,060	13,780

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 12 石油ガス税

### (1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t 27,165	千円 475,395
控 除 税 額			5,074
差 引 計			470,226
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計		27,165	470,226
課 税 人 員			人 1,951
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

### (2) 関係場数

区 分	場 数	
営 業 用 スタ ン ド	場 122	
自 家 用 スタ ン ド	19	
着 脱 式 容 器 充 て ん 場	28	
そ の 他	17	
合 計	186	
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和7年3月31日

### (3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 2 年 度	31,647	553,958
令 和 3 年 度	29,980	524,704
令 和 4 年 度	30,499	533,671
令 和 5 年 度	29,332	513,316
令 和 6 年 度	27,165	475,395

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	kL -	千円 -
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	t -	-
石 炭	-	-
計		-
控 除 税 額		-
差 引 計		-
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		-
課 税 人 員		人 -
還 付 金 額		千円 262,749
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 -	場 -	場 -
そ の 他 の 納 税 地	1	-	-
未 納 税 蔵 置 場	3	-	1
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	4	-	1

調査時点：令和7年3月31日

## 14 印紙税

### (1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)		千円 12	人 5
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)		540,410	431
書式表示による申告・納付 (第11条関係)		1,734,976	5,877
預貯金通帳等の申告・納付 (第12条関係)		617,871	9
計		2,893,269	6,322
充 当 税 額		1,023	
差 引 計		2,892,246	
加 算 税	過 少 申 告	16	
	無 申 告	6	
	重	-	
過 怠 税		62,788	件 813
還 付 金 額		60,907	
印紙税納付計器	設 置 者 数		人 358
	設 置 台 数		台 467

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ (第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付 (第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

### (2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 の 納 付 用 の 計 器 によるもの	書 式 表 示 に よ る 申 告 ・ 納 付	預 貯 金 通 帳 等 の 申 告 ・ 納 付	
	千円	千円	千円	千円	人
令 和 2 年 度	21	613,117	1,670,796	1,101,969	7,320
令 和 3 年 度	9	660,747	1,586,904	1,072,083	7,302
令 和 4 年 度	28	693,785	1,938,209	669,894	7,163
令 和 5 年 度	12	664,057	1,826,757	642,196	6,808
令 和 6 年 度	12	540,410	1,734,976	617,871	6,322

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 15 電源開発促進税

### (1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令和 2 年 度		56,586,807	21,220,052
令和 3 年 度		56,857,741	21,321,653
令和 4 年 度		57,184,651	21,444,244
令和 5 年 度		54,459,929	20,422,473
令和 6 年 度		55,731,844	20,899,441
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	55,496,253	/
	定額料金制の供給販売電気	158,249	/
	計量自家使用販売電気	21,557	/
	推計自家使用販売電気	55,785	/
計		55,731,844	20,899,441
加 算 税	過 少 申 告	/	-
	無 申 告	/	-
	重	/	-
合 計		/	20,899,441
課 税 人 員		人 12	

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

### (2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	人 1

調査時点：令和7年3月31日

## 16 国際観光旅客税

### (1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
	令和2年度	X	X
	令和3年度	X	X
	令和4年度	X	X
	令和5年度	X	X
	令和6年度	X	X
加 算 税	不 納 付		X
	重		-
合 計			X
還 付 金 額			X

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの納付実績及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

### (2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特 別 徴 収 義 務 者	1人

調査時点：令和7年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。